

東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）補助金交付要綱

（目的）

第一条 この要綱は、東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）（以下「本事業」という。）の補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助金の交付対象）

第二条 補助金の交付対象は、事業者募集要項（以下「要項」という。）に基づき知事が決定した事業者の行う改修工事とする。なお、改修工事とは、要項第3の4（1）及び要項第3の5（1）により選定、決定を受けた際の事業者の提出書類に記載された工事をいう。

（補助対象費用）

第三条 補助対象費用は、国が実施する「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」（以下「国事業」という。）の補助対象となる改修工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第四条 補助金の額は、前条に定める補助対象費用の三分の一で、対象空き家（改修工事後の賃貸借契約の対象となるもの）あたり100万円を上限とする。

（本事業への応募）

第五条 本事業に応募しようとする者は、別表1に定める応募書類等（以下「応募書類等」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 応募書類等は、空き家がある住宅（住棟）単位で提出することとし、1住宅（住棟）につき1回限りとする。
- 3 以下の各号のいずれかに該当する者は、本事業に応募することができない。
 - 一 過去5年間に重大な法令違反がある者
 - 二 税を滞納している者
 - 三 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）
 - 四 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの
 - 五 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号）第5条に規定される観察処分を受けている団体、または当該団体の役職員または構成員

（補助金の交付決定）

第六条 知事は、応募書類等の提出を受けたときは、選定を行い、補助金を交付する事業者を決定しなければならない。

- 2 知事は、前項に定める事業者の決定を行ったときは、選定結果及び改修工事の内容に条件を付した場合にはその条件に応募者に通知しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による通知のあった日以降でなければ改修工事に着手することができない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第七条 事業者は、補助を必要としなくなったとき又は条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更の承認)

第八条 事業者は、事業内容に変更(国事業で定める軽微な変更を除く。)があった場合は、国の承認等を得たうえで、その内容について知事に報告し、承認を受けなければならない。この場合、補助金の額は、当初の応募書類等に基づく額以内でなければならない。

(状況の報告)

第九条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、改修工事の進行状況に係る報告を求め、又は立入調査を実施することができる。

(完了報告)

第十条 事業者は、改修工事が完了したときには、完了後速やかに別表2に定める完了実績報告書等により知事にその旨を報告しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第十一条 知事は、前条に定める改修工事の完了報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る改修工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第十二条 補助金は、知事が補助金の交付額を確定した後に事業者に支払うものとする。
2 事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、別表3に定める請求書等(以下「請求書等」という。)を知事に提出しなければならない。
3 知事は、都の支払い手続きに則り、請求書等を提出した事業者に対して、前条により確定した額を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
一 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
二 補助金を改修工事以外の用途に使用したとき。
三 改修工事後の最初の入居者として、要項に定めたもの以外の者を入居させたとき。
四 関係法令に違反したとき。
五 国の要綱に基づく、国事業の補助金の取消しがあったとき。
六 事業者の決定通知のあった日以前に改修工事に着工していたとき。
七 その他知事が不相当と認めたとき。
2 事業者は前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければならない。

(経理書類の保管)

第十四条 事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、本事業への応募については要項の定めるところに、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第一四一号）の定めるところによるものとする。

別表1 応募書類等

書面	備考
東京都民間住宅活用モデル事業(空き家活用モデル事業) 応募・交付申請書	様式1-1
誓約書	様式1-2
要件確認	様式1-3-1 又は様式1-3-2
添付書類一覧	様式1-4
入居者名簿	様式2
入居(予定者)の属性が確認できる書面	世帯全員の住民票の写し、障害者手帳の写し、住民税(非)課税証明書等
改修工事を行う空き家の固定資産税の納税証明書	直近一年分
(改修工事を行う空き家の所有者以外が補助金の交付申請を行う場合)申請を行う者の住民税の納税証明書	直近一年分
国事業の申請書の写し	一式
国事業の補助金交付決定通知書の写し	
提案書	様式3-1 又は様式3-2

別表2 完了実績報告書等

書面	備考
東京都民間住宅活用モデル事業(空き家活用モデル事業)完了実績報告書	様式4-1
添付書類一覧	様式4-3
国事業の完了実績報告の写し	一式
国事業の補助金の額の確定通知書の写し	
入居予定者との賃貸借契約書の写し	提出時点で予定者が決まっているもののみ

別表3 請求書等

書面	備考
補助金交付請求書	様式4-2
口座振替依頼書	
国事業の入居者決定等通知書の写し	